

第6 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

1 県（保健福祉部）

(1) 防疫及び保健衛生機材の備蓄対策

ア 災害時における防疫業務実施基準に基づいた防疫活動の実施が、円滑にできるよう必要量の確保を図る。

イ 災害時の医薬品等取扱施設における、防疫及び衛生器材等の品質の安全確保について、管理・責任体制を明確にするよう自主対策の推進を図る。

(2) 調達計画

ア 災害発生後は速やかに防疫及び衛生器材の取扱施設の被害状況を調査し、その機能の活動範囲を把握する。

イ 災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、防疫資材の調達に努める。

2 市町村

防疫及び保健衛生用器材の備蓄及び調達について計画を樹立しておくものとする。

第7 動物（ペット）救護対策

1 県（保健福祉部）の業務

(1) 災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、国（環境省）、市町村、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。

(2) 保健福祉事務所長は、放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの提供等、被災動物の救護を行う。なお、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、ペット動物救護対策班を編成して、救護対策を実施する。